

令和元年9月

福祉用具貸与・購入について

「歩くのが少し不安定になってきた」「起き上がりがむずかしい」「入浴するのに不安がある」などと思った事またはそういった方を目の当たりにしたことはありませんか？介護保険では要支援・要介護認定を受けるとベッドや4点杖などの貸与及びシャワーチェア、ポータブルトイレなどの購入を1割（2割または3割）にて利用することができます。貸与については介護度により利用できる物品に制限があります。福祉用具を利用することで本人の自立を促すことと介護者の負担の軽減にも繋がります。福祉用具の利用についてのご相談がありましたらお気軽に当地域包括支援センターへお問い合わせください。

福祉用具貸与

- ・車いす（付属品含む）◆
- ・特殊寝台（付属品含む）◆
- ・床ずれ防止用具◆
- ・体位変換器◆
- ・手すり
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・認知症老人徘徊感知機器◆
- ・移動用リフト◆
(つり具の部分を除く)
- ・自動排泄処理装置●



◆は要介護2以上

●は要介護4以上が対象

福祉用具販売

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部
- ・入浴補助用具
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室いすのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分



(※年10万円限度)

お問い合わせ
松前町地域包括支援センター
電話 42-2275

